

## 中間試案のたたき台（２）（説明付き）

## 目次

第 1 民事執行（省略） .....	2
第 2 民事保全（省略） .....	2
第 3 破産手続.....	2
第 4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続..	13
第 5 非訟事件（省略） .....	13
第 6 民事調停（省略） .....	13
第 7 労働審判（省略） .....	13
第 8 人事訴訟.....	13
第 9 家事事件.....	22
第 10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法） .....	34
第 11 その他.....	34

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

## 第1 民事執行(省略)

## 第2 民事保全(省略)

## 第3 破産手続

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等(破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。)において裁判所に対して行う申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとする。

(注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方式を検討すべきとの考え方がある。

#### (説明)

本文については、部会資料7第1の1(1)と同じであるが、表現は、他の手続と平仄を合わせる修正をしている。また、第5回会議での意見を踏まえ、(注)を記載している。

なお、第5回会議では、否認請求などは、破産手続とは別の手続であるとの文言の規定があり(破産法第174条第5項等)、ここで検討している規律が及ばないとの誤解を生むおそれがある旨の指摘があった。指摘があったものも含めてここで検討している規律が及ぶことを前提に考えているが、他方で、「破産手続等」は、民訴法を包括的に準用する現行破産法第13条の文言にならったものであり(「破産手続等」の定義は、同法第3条にある)、差し当たりは、従前の表現を維持している(なお、否認請求の手続にも、破産法第13条が準用する民訴法のルールは及んでいると解される。)

#### (2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

##### ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを

用いてしなければならないものとする。

## イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等における申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

（後注） 本文の考え方のほか、債権届出については、一定の場合には届出がされないときにも債権者が権利を失うことを防ぐ制度【P】、債権届出を容易にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設した上で、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれを行しなければならないものとするとの考え方がある。

（説明）

### 1 破産管財人等のインターネット利用の義務付け（本文イ）

本文イは、破産管財人等の義務付けについて記載しているが、基本的には、賛成する意見が多いと思われることから、本文イのとおり記載することとしている。なお、ここでは、破産管財人及び保全管理人のみを記載しているが、最終的に、本文イのとおり法制化をするに際しては、破産管財人及び保全管理人と同様の役割を果たす破産管財人代理及び保全管理人代理についても同様に検討することが考えられる。

### 2 債権届出（後注）

第5回会議での意見に従って、義務付けを積極的に考える考え方も、債権届出を容易にする制度などを別途検討すること等を前提としていること等を付け加えている。なお、同会議では、届出がされないときにも債権者が権利を失うことを防ぐ制度についてもその前提とすべきと指摘があったが、その具体的な内容は直ちには確定していない。そのため、仮に、このことを中間試案に（後注）の形で記載するのであれば、その具体的な内容を明らかにし、さしあたりそのことを意見募集の前提として記載することにつき大方の理解を得る必要があると考えられる。そのため、一応記載し、【P】を付してしているが、仮に、そのことがある程度はっきりしない、又はそのことを記載することにより大方の理解が得られなければ、これを記載することはできないこととなる。現行破産法においては、債権届出とは、破産債権者が破産手続に参加して、権利行使をするためにされるものであり、債権届出がない限りは、当該債権手続では、破産債権者は、その権利行使をすることはできないことになるが、仮に、指摘にある債権者が権利を失うことを防ぐ制度が、このことを否定し、債権届出がなくとも、当該破産手続において権利行使を可能とすることを意味するのであれば、それはこれまでの破産債権の取り扱いに大きな変更をもたらすものであることになるとと思われる。

### (3) 破産管財人と債権届出

#### 【甲案】

破産債権者が多数に上るケースにおいて、破産管財人が、裁判所の決定を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことができる規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。
- ② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届け出る。

#### 【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

#### (説明)

部会資料7第1の1(3)では、破産管財人が債権届出に関する事務を行うための規律につき取り上げていたが、これまでも、これに積極的な意見がある一方で、慎重な意見もあったことから、両論併記の形にしている。

甲案は、部会資料7の第1の1(3)での記載に、第5回会議での意見(全ての事件で行うのではなく、一定のケースに導入することを明記すべきとの意見)を踏まえて、加筆したものである。

なお、甲案を採用する際には、今後、その法的構成等についてさらに検討する必要がある。例えば、これまでの議論では、債権届出を裁判所に代わって破産管財人が受け取ることで裁判所が受け取ったことと同視するといった観点での意見もあったが、破産管財人は飽くまでも裁判所とは別個の機関であり、これを同一視することには問題があるとの指摘が考えられる。また、他の制度を見ると、我が国の倒産法の体系では、債権者が裁判所に債権届出をせずとも、別の者がこれに準ずる届出等をすれば、同様の効果が生ずる制度がある(例えば、これまでも指摘があった、小規模個人再生における再生債務者による債権者一覧表の提出とみなし届出の制度(民事再生法第225条等)や金融機関の更生手続における預金保険機構による預金者表の提出とみなし届出の制度(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第393条等)など。)ので、そのような制度を参考に、破産管財人が提出した債権表に記載された債権については、別途債権者による裁判所への債権届出は不要とするといったことも考えられる。もっとも、このような考え方をとるにしても、破産管財人の役割の内容が現行法と異なることとなるため、どのような責任を負うこととなるのかや、その法的地位をどのように考えるのかなどにつき検討することが考えられる。

乙案は、これまでも、慎重な意見があったため、特段の規律を設けないものとするものである。なお、現在の実務では、破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出するといった運用上の工夫等がされている事例もあり、この部会においても、そのような指摘があったが、乙案も、そのような実務上の工夫自体を否定するものではないので、その旨も記載している。

なお、これまでは、単に「債権者」としていたが、債権届出は、破産債権者に関わるものであり、そのことを明記している。

## 2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

### (1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等（民法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。）及び記録媒体（電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。）につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（A案）と、電子化を目指しつつも、破産手続等の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（B案）がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（A-1案）のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルを記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、破産手続等の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A-2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲のものとする考え方（B-1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B-2案）、③当事者を含む利害関係人の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者を含む利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B-3案）がある。

(説明)

本文(1)及び(注)の内容は、第5回会議及び第6回会議（民事執行等）で出された意見を踏まえ、修正をしている。また、本文1全体の規律は、書面等のほか、電磁的記録を記録した記録媒体（基本的には、電磁的記録はインターネットを通じて裁判所のファイルに直接記録されるが、記録媒体による提出が認められることもある。）についても記載をしていたので、見出し等はそれに合うように改めている。以下の手続でも同様である。

## (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

### ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
  - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち特に必要があるもの
  - ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴法第133条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る事項
  - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当

事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

## イ 破産法特有のルール

### 【甲案】

書面等又は記録媒体の提出とともに、破産法第12条第1項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合において、当該支障部分が記載され、又は記録された部分のうち特に必要があるものについては、ア①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しないものとする

### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(説明)

#### 1 全体について

部会資料第7の第1の2(2)では、電子化のルールと例外のルールを区別して記載し、例外のルールの中で、民訴法由来のルールと破産法特有のルールを区別することなく記載していた。もっとも、全体につき、民訴法由来のルールと破産法特有のルールとの視点で記載した方が、意見の分布が明瞭になり、わかりやすいと思われたので、民事訴訟と同様のルールと、破産法特有のルールを区別して記載している。

#### 2 民事訴訟と同様のルール（本文ア）

部会資料第7の第1の2(2)アとイ①の内容と内容は同じであるが、本文③の例外の事由につき、第6回会議で労働審判の手続につき営業秘密の定義を記載すべきとの指摘があったほか、民事執行等の手続の議論に際して例外事由をより詳細に記載すべき旨の意見があったので、可能な範囲で場合を分けて記載をしている。

また、第5回会議で、提出書面等の保管等ではなく、インターネットを利用してシステムに記録された場合の記録の保管等の在り方につき指摘があったこと等を踏まえ、民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様のルールにつき、(注)を追記している。

#### 3 破産法特有のルール（本文イ）

電子化のルールの例外として、破産法特有のルールを設けることについては、両論があり得られると思われるので、両論併記の形にしている。

甲案は、部会資料7の第1の2(2)イ②と同様である。これまでの議論のとおり、閲覧等の制限がされる場合には、システム上での管理のほかに、別途紙媒体での管理を可能とするものである。

乙案は、破産法上の閲覧等の制限は、民事訴訟における閲覧等の制限よりも広がる可能性があり、そのような広範囲な例外を設けるまでの必要性があるのか、仮にそのような広範囲な例外を認めると、紙媒体で保管する記録が広がりすぎること等を理由に、特段の規律を設けず、システム上での適切な管理に委ねるものである。

### 3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (1) 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋

口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、民訴法第87条の2及び同法第187条を準用し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議」という。）及び音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を利用することができるものとする。

#### (2) 債権調査期日

① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。

② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者及び破産管財人）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

#### (説明)

債権調査期日におけるウェブ会議の利用については、この部会では、この規律を設ける方向で検討がされていたと思われるので、両論併記とはせず、本文のとおり記載している。また、ウェブ会議の利用を決定する際に、一定の者（例えば、破産者及び破産管財人）の意見を聴かなければならないものとする規律については、法律上は設ける必要がないとの指摘が出され

ていたので、(注)の形で記載することとしている。

### (3) 債権者集会の期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権者集会の期日の手続に参与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に参与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者(例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者)の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(説明)

債権者集会の期日におけるウェブ会議の利用については、この部会では、この規律を設ける方向で検討がされていたと思われるので、両論併記とはせず、本文のとおり記載している。また、ウェブ会議の利用を決定する際に、一定の者(例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者)の意見を聴かなければならないものとする規律については、法律上は設ける必要がないとの指摘が出されていたので、(注)の形で記載することとしている。

## 5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供(以下この5において「閲覧等」という。)の請求をすることができる。
- ② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 申立人、破産者(債務者)及び破産管財人等は、事件の係属中いつでも、裁判所外

端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) (注1) の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは申立人、破産者(債務者)及び破産管財人等に限るものとすべきとの考え方がある。【P】

(説明)

電子化された事件記録の閲覧等においても、その閲覧等の請求の主体は破産法第11条と同様に利害関係人とする必要があり、そのことを明確にするために、冒頭に破産法第11条の規律を基本的に維持する(基本的としているのは、破産法第11条は、紙媒体の閲覧等の規定であり、閲覧方法については改正の必要があるためである。)との記載をしている。

併せて、破産法第11条第4項では、破産手続開始の申立人以外の者は、破産手続開始の申立てについての裁判等があるまでの間は、破産手続等における記録の閲覧等の請求を行うことができないものとされている(破産法第11条第4項)ので、その点も明記している。

また、電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、これまでと同様に(注1)を記載しているが、これまでは、申立人の記載をしていなかった。しかし、破産開始事件の申立てをした者がその記録内容をいつでも閲覧等を行うことができないとするには適当でないと思われるので、追加している(申立人とする、申立債権者もこれに含まれることになる。)

そのほか、(注2)のように、裁判外端末を用いることができる範囲を一定の者に限定すべきとの指摘があったので、記載をしている。この指摘は、おそらく、利害関係人のうち当事者的な地位にある者を除外するものであり、破産債権者を除外する指摘と思われたので、その前提で記載をしている。しかし、破産手続等では、利害関係を有しない第三者は別として、通常破産債権者などの利害関係人が存在し、そういった者が必ず裁判所に赴かなければならないとすることができるのか、そういった者を申立人、破産者(債務者)及び破産管財人等と区別することができるのかなどについては、異論があると思われ、ここに記載するかどうかについて検討することも考えられる。

以上のほか、(注2)の考え方を否定した上で、さらに、(注1)の②に関連し、債権者(破産債権者のほか、財団債権者など)のうち一定の者については、いつでも、閲覧等を行うことができるとすべきとの指摘も考えられるが、(注2)のような指摘があったこともあったため、(注)には記載していない(仮に、記載する必要がある場合には、(注)を追加することになるが、その際には、どの範囲の債権者につきこれを認めるのが問題となる。)

## 6 送達

(前注) 破産手続等では通知がされることがあるが、ここでは、送達は、通知の方法の一つであり、送達がされれば、通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

7 公告

【甲案】

破産手続等における公告において、官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

破産手続等における公告において、(官報への掲載に加えて、)裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとはしない(甲案のような特段の規律は設けない)ものとする。

(注1) 破産手続等における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方がある。

(注2) 公告の在り方を検討するに際しては、破産者のプライバシー保護の在り方につき検討すべきとの考え方がある。

(説明)

本文は、現在の公告が官報によりされていることに加えて、ウェブサイト掲載をするかどうかにつき、両論を併記している。甲案は、インターネットを利用する観点から、公示送達の改正と同様に、ウェブサイトへの掲載を義務付けるものであり、乙案は、既に官報もインターネットを利用して見ることができることから、これと別に、裁判所へのウェブサイトへの掲載をすることとはしない案である。また、甲案を採用する際には、官報とウェブサイト掲載との優劣等につき検討する必要があるとの指摘がある。具体的には、公告の開始時期につき、どちらかの開始時期の遅い方とする考え方(両者に優劣を設けない考え方)のほか、例えば、官報掲載の開始時とする考え方(官報掲載を基本とし、ウェブサイト掲載を従とする考え方)がある。

なお、第5回会議では、本文とは別の観点として、そもそも、官報への掲載を廃止し、ウェブサイトへの掲載の方法のみで公告をするとの意見を併記すべきとの意見があったため、注記している。なお、民事訴訟での公示送達や、これまでの部会での議論は、基本的には、従前されていた取扱いに加えて、インターネットの利用を認め、その利便性の向上を図ろうとする

ものであって、従前の取扱いを完全に止めることについては、公告の果たす機能との関係で、その許容性につき別途の検討が必要となる（例えば、ウェブサイトのみとすることは、必要な情報の収集につきインターネットの利用を義務付けることとなりかねないが、許容されるのかなど。）。

また、公告との関係で、破産者のプライバシー保護の在り方につき指摘があったため、（注2）を追記している。仮に、ウェブサイト掲載をする場合には、官報と同様の記載をするのかどうかなど、掲載の内容も問題となるほか、さらに、第5回会議では、情報の目的外使用を禁止し、過料の制裁などの措置をとることができないのかなどにつき検討することにつき指摘があった。現時点において、部会として示すことができる具体的な案はないが、後者の指摘については、その要件の設定が可能かや、一般的なプライバシー侵害とは別にルールを定めることの是非等が課題として考えられる。

## 8 その他

（注1） システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟の手続と同様の規律を設けるものとする。

（注2） 費用額確定処分申立ての期限について、民事訴訟の手続と同様の規律を設けるものとする。

（注3） 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

### （説明）

民事訴訟では、例えば、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べにつき、システムを使ってアップロードする方法による証拠調べの申出を認めている（民訴法第231条の2）。また、尋問に代わる書面などにおいて、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述を認めている（同法第205条第2項）ほか、映像と音声の送受信による裁判所外の尋問も認めている（同法第185条第3項）。このようなITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。

また、民訴法改正法においては、民事訴訟の手続において、費用額確定の申立てに10年の期限を設けることとされており（民訴法第71条第2項等）、破産手続等においても、手続費用の額の確定の申立てを10年以内に行ななければならないとすることが考えられる。

そのほか、第6回会議では、民事執行法につき実務上他に見直すべき点がないのか検討すべきとの指摘があった。現時点では、部会として一定の見直しの項目があるものではないが、パブリックコメントをするに際しては、実務上の意見を広く聴くことで、改正すべき点を認識す

ることもあり得ると思われるので、(注3)を追記している。

#### 第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続（民事再生法）、更生手続（会社更生法）、特別清算の手続（会社法）及び承認援助手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

(注) 破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1(2)及び(3)）は、再生手続における管財人にものみ妥当し、再生債務者には妥当しないとの考え方があ  
る。

(説明)

本文では、再生手続等について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものを提案するものである。

ところで、破産手続は、いわゆる清算型の手続であり、その清算等は、基本的に、裁判所が選任する破産管財人が行い、破産者はその財産の管理処分権を失う。他方で、再生手続は、いわゆる再建型の手続であり、再生債務者（破産手続の破産者に相当）の従前の事業は継続するものであり、管財人が裁判所によって選任されることがあるが、そのケースは限定的であり、再生債務者は管理処分権を有するのが原則である。第5回会議では、破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1(2)及び(3)）は、飽くまでも、裁判所から選任された者に対するものであり、再生手続において、再生債務者が一定の役割を果たすとしても、その規律は直ちには再生債務者に妥当しないとの意見があったことから、その旨を注記している。

#### 第5 非訟事件（省略）

#### 第6 民事調停（省略）

#### 第7 労働審判（省略）

#### 第8 人事訴訟

##### 1 裁判所に対する申立て等

##### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 民事訴訟のルール適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする（書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。）。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
  - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
  - ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
  - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若

しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

## (説明)

### 1 2の(1)と(2)の関係について

部会資料8の第1の2では、電子化のルールと例外のルールを区別して記載し、例外のルールの中で、民訴法由来のルールと人訴法特有のルールを区別することなく記載していた。もっとも、全体につき、民訴法由来のルールと人訴法特有のルールとの視点で記載した方が、意見の分布が明瞭になり、わかりやすいと思われたので、民訴法由来のルールと、人訴法特有のルールを区別して記載している。

### 2 民事訴訟のルールの適用

破産手続におけるのと平仄を揃える観点から、表現を修正等している。また、(注)の記載について、部会資料8の第1の2の(注)では、第三者の閲覧等の制限に関する民訴法第92条第9項及び第10項(同法第92条の規定により第三者の閲覧等が制限される事項のうち一定の範囲のもの(当事者が保有する営業秘密であって、その訴訟追行の目的以外の目的で使用され、又はその開示により当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するために特に必要があると認められるもの)につき紙媒体で管理すること等を可能とする規定)について記載していなかったが、人事訴訟においても、同法第92条の規定による第三者閲覧等の制限はあり得ることからすると、同条第9項及び第10項と同様の規律を導入することが考えられるため、ここでも記載することとしている。

なお、本文(1)のルールは、事実の調査に係る部分にも適用することを前提としている。もっとも、事実の調査に係る部分(例えば、親権者の指定等をする際に家庭裁判所調査官が行う事実の調査に関する調査報告書など)については、注意を要する点がある。本文(1)③のルールのうち、iiは、書面等により民訴法第133条第2項の規定による秘匿事項の届出があった場合に、その書面等に記載された秘匿事項について(同法第132条の12第1項第2号及び第132条の13第2号参照)、iiiは、民訴法第133条の2及び第133条の3の規定により当事者の閲覧等の制限がされることになる秘匿事項について(同法第132条の12第1項第3号、第132条の13第3号及び第4号参照)、それぞれ紙媒体等により保管をすることを可能とするものである。しかし、秘匿事項の届出は事実の調査として出されるものではないので、事実の調査部分と本文(1)③のルールのうちiiは関係がない。また、人事訴訟における事実の調査に係る部分は、もともと、人訴法第35条の規定により当事者の閲覧等を制限することが可能となっていたことから、今般成立した改正法による

改正後の人訴法では、民訴法第133条の2及び第133条の3の規定は適用されないこととなっている（改正後の人訴法第35条第8項）。そのため、事実の調査に係る部分については、本文(1)③のルールのうちiiiは適用されることはない。また、同様に、(注)のルールのうち第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定の適用部分については、事実の調査に係る部分につき適用されない（ただし、後記(2)参照。）。

## (2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外）

### 【甲案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項については、当該事項の閲覧等を行うことにより、次に掲げるおそれがあると認められる場合において、裁判所が必要があると認めるときは、当該事項をファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ
- ② 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ
- ③ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、事実の調査に係る電子化された訴訟記録については、閲覧等を行うことにより、本文の甲案の①から③までに掲げるおそれがあると認められる場合にも、裁判所が必要があると認めるときは、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

### (説明)

人訴法特有のルールは、部会資料第8の第1の2(2)と内容は同じであるが表現を整えている。

なお、前記(1)の(説明)のとおり、事実の調査部分については、人訴法第35条の規定により当事者の閲覧等を制限することが可能であるが、本文(1)③のルールのうちiii及び(注)のルールのうち第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定の適用部分は適用されることはない。そのため、甲案は、当事者の閲覧等の制限がされることになる

事実の調査に係る部分（例えば、親権者の指定等をする際に行われる家庭裁判所調査官が行う事実の調査に関する調査報告書など）について紙媒体等により保管をすることを可能するものである。他方、乙案を採用する場合には、事実の調査に係る部分につき、紙媒体等で別途保管するといったことは生じないこととなる。

### 3 裁判書等及び報告書の電子化

#### (1) 裁判書及び調書等の電子化

人事訴訟に関する手続において裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規律を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

#### (2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (1) 当事者の陳述を聴く審問期日

##### 【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議の方法によって、審問期日における手続を行うことができるものとする。

##### 【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議の方法によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方があ

(説明)

第5回会議では、例えば、民訴法における参考人等の審尋と同様に、ウェブ会議の利用を原

則とし、当事者双方に異議がないケースでは、電話会議を認める折衷的な案も考えられるとの指摘もあった。この意見は、基本的には、ウェブ会議を原則とする意味では、乙案と同様の発想であると思われるので、乙案の派生として、(注)に記載している。

## (2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議の方法によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議の方法によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせるができるものとし、電話会議の方法は認めないものとするとの考え方があ  
る。

### (説明)

第5回会議では、当事者の納得感等の観点から、ウェブ会議の利用のみを認めるべきとの指摘があったことから、(注)の形で記載をしている。

ところで、これまでの議論を踏まえつつ、改めて、人訴法第9条について整理をすると、同条は、参与員が意見を述べるには、事件への「立会い」を要求するものであり、参与員は、期日において意見を述べる必要はなく、事件に立ち会った上で、別途、期日外で裁判官に対して意見を述べるのが想定されている。そのため、これまでの部会資料では、意見聴取につき焦点をあてて検討をしていたが、その趣旨からすると、専ら「立会い」につきウェブ会議又は電話会議の利用を認めるかどうかにつき検討をする必要があると思われる。そこで、本文の文言は、(部会資料8における家事審判事件における参与員の文言と同様に)立会いをすることができるようにすることができることに焦点を当てた記載にしている(なお、立ち会った際の期日でできる行為として、人事規則上は、参与員は、証人や当事者等に発問をすることができる」とされている(同規則第8条)。

いずれにしても、この問題については、パブリックコメントの結果を踏まえつつ、参与員における立会いの意味やそれとも関連する参与員の性格等をどのように捉えるべきであるのかなどを踏まえて、今後、検討されることになるものと思われる。

## 5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(説明)

本文の提案は、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。他の手続における和解調書等（及び調停調書）の送達に係る提案と同様に、(注)を追記している。なお、本文につき送達の相手方を明確にするために当事者に送達することを明記している。

## 6 電子化された訴訟記録の閲覧等

### (1) 電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等

人事訴訟の電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の請求の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所に設置された端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

これまでに、電子化された訴訟記録の閲覧等の具体的な方法について、(注)②の考え方のほかに、裁判所外端末を用いることができる範囲を当事者に限定すべきとの指摘があったが、民事訴訟と人事訴訟とで区別することの是非が問題になると思われたので、差し当たり、(注)として記載をしていない。そのような記載の是非については、改めて検討することが考えられる。

## (2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

### ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記載されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(2)で「閲覧等」という。）の請求をすることができる。
- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

(注1) 電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり法律上裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（(注1)②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすることや、閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し、一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方があ

(説明)

(注2)の後段では、従前の記載をよりわかりやすくした上で、将来的な閲覧等についての許可を可能とするとの考え方を示している。人訴法においては、事実の調査の対象となる附帯

処分等に係る資料についても、証拠調べの対象として提出されることが多い上、実際には事実の調査は、審問や家庭裁判所調査官による調査などが活用されており、当事者によって提出された書面等が事実の調査の対象とされることは少ないと思われるが、例えば、弁護士が訴訟代理人として選任されていて、提出書面等の内容が他の当事者に閲覧等をされても問題ないものと想定される当事者の提出書面の閲覧等につきあらかじめ許可を与えるといったことが考えられる。

また、人訴法第35条第1項の規定は、書面の閲覧、謄写、正本等の請求につき規定をしているところ、民訴法では、謄写に対応するものとして複写(ダウンロード)を、正本等に対応するものとして証明する文書及び証明する電磁的記録の概念を用いているので、表現をそろえたとともに、(注2)につき、閲覧等と閲覧又は複写との表現が混ざっていたので閲覧又は複写に統一をしている。

#### イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

**当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに記載され、又は記録されていた事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。**

(注) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに記載され、又は記録されていた事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

#### (説明)

当事者が自ら提出した資料については、当事者はその内容を既に知っており、それを閲覧等することについて、基本的には、人訴法第35条第2項各号が定める不許可事由は存在しないと考えられ、許可制を維持する理由はなく、第5回会議でも、賛成する意見が出されたので、本文イとして記載している。この規律は、当事者が、自ら裁判所のシステムに記録したものと、自らが提出した書面等及び記録媒体の内容を裁判所書記官が裁判所のシステムに記録したもののいずれについても、閲覧等する請求については、裁判所の許可を要しないとするものである。ただし、人事訴訟における事実の調査は限定的に行われるものであり、事実の調査として当事者が書面等を提出することはそれほど多くなく、この規律が頻繁に使われるといったことは実際にはそれほどないと思われる。

なお、当事者が提出した書面等及び記録媒体が、裁判所のシステムに記録されないこともあり、そのようなケースでも、当該当事者が自ら提出した書面等及び記録媒体の閲覧等をする場合の裁判所の許可の要否につき、訴訟記録が裁判所のシステムに記録されることによって電子化されている場合と区別する理由はないと思われるので、(注)を記載している。

## 7 送達

### (1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

### (2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

## 8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限について民訴法第71条第2項を適用するものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

## 第9 家事事件

### 1 裁判所に対する申立て等

#### (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 一定の事件の種類については、申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方式を検討すべきとの考え方がある。

#### (説明)

インターネットを用いてする申立て等について、使いやすいシステムの構築によって利用者の利便性を高め、事件処理の迅速化、効率化にも資するのではないかとの観点から、例えば、申立書の定型書式が既に作成されているような事件類型については、フォーマット入力方式で申立て等を行えるようにすることなどを検討すべきではないかとの意見があったことから、(注)として記載している。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手続代理人等

家事事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行わなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 家事事件の手続において裁判所から選任された者

【甲案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する家事事件の手続においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

(説明)

家事事件手続において裁判所から選任された者、例えば、成年後見人、保佐人、補助人及び未成年後見人のほか、相続財産の管理人（民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による民法改正後の相続財産の清算人を含む）、不在者財産管理人等がその選任された者として関与する家事事件の手続において裁判所に申立て等をする場合について、インターネットを用いることを義務付けるかどうかについては、賛成する意見もあったが、成年後見人等には、親族や市民後見人など、法律専門職ではない者が選任されているケースも相当数あることなどを念頭に、インターネットによる申立て等に対応できるかどうか選任の際に考慮されることとなり、妥当ではないといった意見があった。そこで、甲案と乙案を併記している。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

【甲案】

家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、その余の家事事件については、ファイルに記録するかどうかは、裁判所の適切な運用に委ねるものとする。

【乙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、これをしなければならないのは、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合とする。

#### 【丙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとする。

(注1) 甲案を採用する場合に、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件については、本文のとおり、電子化をするかどうかは個々の裁判所の適切な運用に委ねるとする考え方(甲-1案)のほか、一定のものについては、法律上の定めとして、同様に電子化しなければならないとするとの考え方がある。具体的には、次のとおりである。

- ① 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件のうちの電子化のメリット等が高いと考えられる一定の事件類型にも下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-2案)
- ② 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件は、電子化のメリット等が特に高くないと認めるものを除いて、下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-3案)

(注2) 丙案を採用する場合について、本文のとおり下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(丙-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)アの電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方(丙-2案)がある。

#### (説明)

内容は、部会資料8の第2の2(1)と、基本的に同じである。

ただし、甲案を採用する場合に、別表第1の取り扱いについて、複数の考え方があったため、(注1)を記載している。例えば、甲-2案で電子化のメリットがあると考えられるものとしては、長期的に継続して事件の管理が必要となる成年後見関係事件や、実質的には対立構造にある親権の停止事件などが考えられるところ、同案は、このような事件類型については、法律上、提出された書面等を電子化しなければならないとするものである。他方で、甲-3案でメリットが高くないと考えられるものとしては、例えば、相続放棄の申述受理の事件など、基本的には、審判書は電子化する必要があるが、その前提として提出されるような資料(例えば、

戸籍謄本など)は特段の必要がないなどと考えられるものが考えられるところ、同案は、こういった提出された書面等の電子化のメリット等が特に高くないと認められる事件類型については、法律上、提出された書面等を電子化しなくてもよいが、それ以外の事件類型では電子化しなければならないとするものである。甲-2案と甲-3案とは、最終的な結論には違いがないとも考えられるが、出発点をどのように見るのかで、その発想が異なるものである。

さらに、乙案については、家事事件では、利害関係を疎明した第三者も記録の閲覧等を行うことができることから、申出を要件とするとしても、当事者の申出に加えて、利害関係を疎明した第三者の申出を加えるべきではないかとの指摘があったこと等を踏まえて、申出の対象者につき加筆している。もっとも、この問題については、家事審判事件では、当事者(利害関係参加人を含む。)と利害関係を疎明した第三者とでは、家事法上、その閲覧等の請求が許可される要件につき、当事者は原則として許可するものとされているが、利害関係を疎明した第三者は相当と認める場合に許可することができるなどとされているなど差異を設けているので、当事者(利害関係参加人を含む。)の申出のみを対象とするとの考え方もあると思われる。

また、他の手続の議論で、(注2)についても議論をしていたため、ここでも、同様に記載をしている。

## (2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

### ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

## イ 家事法特有のルール

### 【甲案】

家事事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかの事項であつて、裁判所が必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれがある事項
- ② 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがある当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密
- ③ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、他の者が知ることが不適當とする特別の事情がある事項

### 【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(説明)

本文(2)の内容は、基本的に、部会資料8と同様であるが、議論状況が異なるので、民訴法と同様のルールと家事法特有のルールを区別して記載している。

なお、本文(2)アの③は、家事法においても、秘匿事項の届出があり得るため、民訴法第132条の12第1項第2号及び民訴法第132条の13第2号と同様に、秘匿事項の届出に係る事項について、紙媒体等での別途の保管も可能としている。なお、家事事件の手續では、もともと、家事法第47条及び第254条の規定により当事者の閲覧等を制限することが可能となっていたことから、今般成立した改正法による改正後の家事法では、秘匿決定があった場合における閲覧等の制限を可能とする民訴法第133条の2第2項以下及び第133条の3は準用していない(改正後の家事法第38条の2)。また、秘密保護のための第三者の閲覧等の制限を可能とする民訴法第92条も、家事法では、準用していない。そのため、本文(2)の③では、これらの規定に対応する民訴法のルール(営業秘密や秘匿事項等に関するもの)に

については、記載をしていない。

### 3 裁判書等及び報告書の電子化

#### (1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

#### (2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

### 4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### (1) 当事者の期日参加等

##### ア 遠隔地要件の削除

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議及び電話会議の方法によって、家事事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。

##### イ 当事者が立会権を有する審問期日

###### 【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

###### 【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によって、当事者が立会権を有する審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方があ

(説明)

本文(1)イは、現行法の規律を維持し、ウェブ会議及び電話会議の利用を認める甲案と、ウェブ会議のみを認め、電話会議の利用を認めない乙案を併記したものであるが、乙案を原則としつつ、例えば、民訴法における参考人等の審尋と同様に、当事者双方に異議がないケースでは、電話会議を認める折衷的な案も考えられるとの指摘もあったことから、これを(注)で記載している(この指摘は、ウェブ会議を原則とする意味では、基本的には、乙案と同様の発想であると思われるので、乙案の派生として、(注)に記載している。)

## (2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、参与員に家事審判の手續の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議の方法によって、参与員に家事審判の手續の期日に立ち合わせることができるものとし、電話会議の方法は認めないものとするとの考え方がある。

(説明)

第5回会議では、当事者の納得感等の観点から、ウェブ会議の利用のみを認めるべきとの指摘があったことから、(注)の形で記載をしている。

部会資料8のとおり、ここでも、立会いに着目し、行為をすることができるとしているが、参与員は、例えば、証拠調べの期日に立ち会って、証人等に問いを発することができる(家事事件手続規則第46条第4項)。

なお、人事訴訟においても、参与員の立会いにつき検討をしているが、人事訴訟においては、参与員が意見を述べるには立会いが必要的であるのに対し、家事事件では参与員は立会いが必要的ではない点に違いがある。

また、部会資料8の第2の4(2)では、参与員と、家庭裁判所調査官及び裁判所技官を一括して記載をしていた。もっとも、参与員と、家庭裁判所調査官及び裁判所技官は、適用条文が異なること(前者は家事法第40条第2項であり、後者は家事法第59条第1項及び第2項(第60条第2項で準用されている。)である。)や、家庭裁判所調査官と裁判所技官は事実の調査の一環として関与するものであるのに対し、参与員には事実の調査の一環という位置付けはないことから、項目としては分けておいた方が、今後の議論はしやすくなり、パブリックコメント等の意見も出しやすくなるように思われたので、分けて記載している。

### (3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議及び電話会議の方法によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手続の期日に立ち合わせることができるものとする。当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

(注1) 本文と異なり、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に期日参加等をさせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方がある。

(注2) ウェブ会議及び電話会議の方法を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

#### (説明)

本文(3)は、家事事件の手続の期日において、ウェブ会議及び電話会議による家庭裁判所調査官及び裁判所技官の参加を認めることを提案するものであるが、第5回会議では、ウェブ会議の利用は認めるが、電話会議の利用は認めないとの意見もみられたことから、(注1)で記載している。

なお、本文の規律は、期日への立会いと、そこでの意見の聴取の二つの問題があるので、そのことが分かるように区別している。

また、本文①及び②の規律は家事調停にも及ぶと考えているため、家事法第258条第1項において準用されるケースも含まれることを明記している。また、表題及び本文については、人訴法と平仄を合わせる形で、表現を見直している。

## 5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

(説明)

本文は、部会資料8の第2の5(1)と同じである。もっとも、裁判官ではなく、家事調停官が家事調停の手続をすることがあるため、そのケースも明記することとしている。

## 6 調停調書の送達又は送付

### 【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

### 【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

(注) 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

(説明)

家事事件の手続における成立した調停調書について、従前の議論を踏まえ、民事訴訟手続における和解調書と同様、当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとする甲案と、一律に送達によるべきものとせず、送付の方法も選択し得るものとする乙案を併記したものである。なお、部会資料8の第2の5(2)では、送付の相手方を記載していなかったが、調停の当事者が相手方となるので、その旨を明記している。

また、本文のいずれの案も、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものであることは、他の手続における和解調書(調停調書)の送達又は送付に係る提案と同様であるため、(注)を付記している。

## 7 電子化された事件記録の閲覧等

### (1) 原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供(以下この7で「閲覧等」という。)の請求をすることができるものとする。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設け

るものとする。

① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。

② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる((注1)②)ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定(家事規則第35条参照)に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする(将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする)との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

(注3) (注1)の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは当事者のみに限るとすべきとの考え方がある。【P】

(説明)

電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、(注1)の考え方のほかに、(注3)のように、裁判所外端末を用いることができる範囲を当事者に限定すべきとの指摘があったので、記載をしている。ただし、家事事件では、当事者以外にも利害関係者が多く、そのような者が必ず裁判所に赴かなければならないとすることができるのか、そういった者による事件記録の閲覧等の必要性を当事者と区別することができるのかなどについては、異論があると思われ、ここに記載するかどうかについて検討することも考えられる。

そのほか、家事法第47条等の規定は、書面の閲覧、謄写、正本等の請求につき規定をしているところ、民訴法では、謄写に対応するものとして複写(ダウンロード)を、正本等に対応するものとして証明する文書及び証明する電磁的記録の概念を用いているので、それを踏まえて記載を改めている。

また、(注2)につき、部会資料8の第2の6(注2)の記載を整理し直して表現した(法律事項の改正部分は、後記(2)に記載している。)ほか、閲覧等と閲覧又は複写との表現が混ざっていたので閲覧又は複写に統一をしている。

## (2) 自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ③ 当事者は、事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするとの考え方がある。

#### (説明)

現行家事法上、当事者又は利害関係を疎明した第三者による事件記録の閲覧等には、裁判所の許可を要するものとされているが(家事法第47条及び第254条第1項)、当事者が自ら提出した資料については、当事者はその内容を既に知っており、それを閲覧等することについて、閲覧等の不許可事由は存在しないと考えられ、第5回会議でも、裁判所の許可を不要とすることについて賛成する意見があったため、①を記載している。また、電子化されていないものについても、区別する理由がないと解されるので、(注1)を記載している。

また、今般、裁判所の許可を得ないで、閲覧等の請求をすることができるものにつき整理をした関係で、次のとおり、②から④までについても、記載を加えている。

現行家事法では、当事者(例えば、申立てをした者である。)及び審判を受ける者(例えば、成年後見開始の審判における成年被後見人など、当該審判の直接の名宛人のことであり、家事事件では、必ずしも当事者が名宛人になると限らない。)は、裁判所の許可を得ないで、審判書の正本等の交付を請求することができ(家事法第47条第6項及び第254条第4項第1号)、これを当然に見ることができる。これは、これらの者は、その内容を当然に了知すべき

であること等を理由とするものであるが、その理由からすると、電子化された事件記録中の裁判書等の閲覧やダウンロード等についても、裁判所の許可は不要と思われるので、②を記載している。加えて、同様の理由から、現在、当事者が裁判所の許可を得ることなくその正本等の交付を請求することができる調停調書等（現行家事法第254条第4項第2号）についても、④を記載している。

また、現行家事法では、当事者及び審判を受ける者は、裁判所の許可を得ないで、家事事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる（同法第47条第6項及び第254条第4項第3号）ため、この点を維持するために、③を記載している。

そのほか、（注2）では、部会資料8の第2の6（注2）の部分のうち法律の改正事項の部分のみを取り出して記載している。ここで書いた（注2）の点については、別途、法律上の改正ではなく、運用上の問題として対応する考え方もあることは、(1)の（注2）のとおりである。

## 8 送達等

（前注）家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達があれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

### (1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

### (2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

（後注1）家事事件の手続において裁判所が行う公告の方法を見直し、裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

（後注2）（後注1）を前提とした上で、裁判所の掲示場又は裁判所に設置された端末等への掲示に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとするとの考え方がある。

（説明）

本文は、家事事件における電磁的記録の送達及び公示送達に関し、民事訴訟手続と同様の規律とすることを提案するものである。

(後注1)及び(後注2)について、裁判所が行う公告(家事法第148条第3項及び民法第952条等、家事規則第4条第1項参照)に関しては、家事規則に総則的な規律が置かれているため、本文ではなく(後注)で記載することとしたものである。(後注1)は、現在の方法(裁判所の掲示場への掲示及び官報への掲載)を見直し、民事訴訟の公示送達と同様に、裁判所の掲示場への掲示に代えて裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにすることとするものである。また、(後注2)で記載しているように、これに加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとることが考えられるが、これについては、官報もインターネットを利用して見ることもできることとの関係を整理すべきであるとの意見があり、敷衍すると、官報を利用している公告については、他に特段のウェブサイトへの掲載は不要との意見も考えられる。なお、以上の二つの問題は、いずれにしても、別個の問題であるので、二つに分けて記載をしている。

## 9 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方があ

### 第10 子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)

子の返還申立事件の手続(ハーグ条約実施法)について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

### 第11 その他

(注) 仲裁法所定の裁判手続等他の民事・家事関係の裁判手続についても、第1から第10までの規律を踏まえて、IT化を検討する。

(説明)

法務省において所管する他の法律（仲裁法等）における民事・家事関係の裁判手続についても、適宜IT化するものとする。